

「新たな時代における経済上の連携に関する
日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書」
(略称：日・シンガポール経済連携協定（EPA）改正議定書)

平成19年4月

物品及びサービスの貿易の自由化を更に拡大するなど、日本とシンガポールとの間の経済活動の連携を一層強化するため、現行協定を改正することを定める。

1. 経緯

- 2002年11月 : 日・シンガポール経済連携協定発効
2006年4月 : 協定改正交渉開始を決定
2006年6月～ : 専門家会合（7回開催）
2007年1月
2007年1月 : 改正内容の大筋合意
2007年3月19日 : 東京にて両国首相が改正議定書に署名

2. 改正議定書のポイント

- (1) 協定発効後5年目を迎えた現行協定を見直し、双方の関心分野の自由化を更に拡大し、規定を更に整備することにより、日本とシンガポールとの間の経済活動の連携を一層強化する。
- (2) 物品貿易では、日本側が農林水産品（一部の熱帯産品及びその調製品等）及び鉱工業品（一部の石油・石油化学製品等）に係る関税の即時又は段階的な撤廃を新たに約束している。
- (3) サービス貿易では、シンガポール側における銀行分野の免許発給数に係る自由化や、両国における国境を越える証券サービスの業務範囲の拡大等、金融サービス部門における更なる自由化について約束している。

3. 改正議定書締結の意義

(1) 日・シンガポール間の経済活動の連携の更なる強化

- 本改正議定書により、物品及びサービス貿易の自由化及び円滑化が更に推進され、両国間の経済活動の連携が一層強化され、両国経済が一段と活性化されることが期待される。

(2) 我が国初の経済連携協定の改正

- 我が国が初めて締結したEPAである日・シンガポール協定は、発効後の運用を踏まえて、更なる改善を図る可能性を追求する機運が高まり、同協定後に締結・交渉された他のASEAN各国（マレーシア、フィリピン、タイ等）とのEPAの内容も考慮して、今回、双方がそれぞれ自由化を更に拡大するための改正交渉を行った。